

保護者のみなさまへ

名古屋市立工芸高等学校
校長 舩越 一裕

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止措置等の扱い

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

本校におきまして出席停止措置、時差通学について以下のように対応しています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 出席停止措置について

次の場合は出席停止措置とします。届け出をお願いします。登校後1週間以内に提出をお願いします。
(今後の状況によっては変更することもあります)

① 本人が感染した場合	※1 … 様式1「学校感染症」(その他の感染症として記入)
② 本人が濃厚接触者となった場合	※1
・ 家族等に感染・濃厚接触者等がいる場合	※1
・ 家族に風邪症状がみられる場合	… 様式2「濃厚接触または感染が不安な方」
・ 重症化するリスクの高い家族や高齢者と同居していることによる不安で自主的に自宅待機をする場合	
③ 発熱または風邪症状により自宅待機をする場合	
④ 医療的ケアを必要とする、または基礎疾患がある場合	※3 … 様式4「基礎疾患による」

※1 受診後、新型コロナウイルスへの感染が陽性と出た場合、濃厚接触者等の場合は、至急学校に連絡をしてください。その後の対応は、保健所の指示に従ってください。

※2 軽症でも、風邪症状など普段とは違う様子が見られた場合は、登校を控えてください。この場合は、感染の有無にかかわらず、出席停止措置とします。

※3 初めて申請する場合は、基礎疾患等について証明できるものを添えてください。

2. 時差通学について

・ 学校の始業時間は、8:40(1限目開始8:50)ですが、交通機関の混雑を避けるため時差通学について以下のように対応します。

(1) 早朝登校する場合

・ 7:40以降教室に入室できるようにします。

(2) 遅れて登校する場合

・ 公共交通機関を利用して通学する場合においてのみ認めます。

・ 2限目(開始9:50)を目途に登校するようにしてください。

・ 「時差通学 申請書」をご記入の上、事前に届け出をお願いします。この場合、遅刻、欠課扱いにはなりません。

3. 各種届出について

・ 届け出については、担任へお尋ねください。本校のwebサイトからもダウンロードできます。

・ 出席停止措置についての届け出は、出席停止期間が終了し登校する際に、該当の様式を提出してください。

・ 2. 時差通学(2)遅れて登校する場合については、事前に申請をお願いします。